

	質問	回答
共通事項	指定校変更の申請を行う時期によって優先順位が異なりますか。	一斉受付期間終了までに申請された方については、申請の時期によって優先順位が異なることはありません。但し一斉受付期間終了後に申請された方については、先に申請された方に対して優先順位が劣後することがあります。
	入学先を悩んでいます。指定校変更の許可を受けた後に申請を取り下げ、住所地の学区の学校に通うことは可能ですか。	原則として許可後に申請を取り下げることはできません。お子さんとよく相談の上、申請するようにしてください。なお、私立学校等の受験を予定されている方につきましても合否結果がわかる前に申請が可能です。
	指定校変更をした際、添付書類に不備がなく、変更の理由が認められれば、申請は許可されますか。	学校施設の収容規模や、学級を編制する関係により、変更の理由に該当している場合でも、指定校変更が必ず認められるわけではありませんのでご了承ください。
	現在は大田区外に居住しており、入学前に転入する予定です。転入先の指定校以外の学校へ入学を希望していますが、転入前に指定校変更を申請することは可能ですか。	現に大田区に居住している方でなければ、指定校変更の申請を行うことはできません。
	指定校変更審査基準の中で該当する理由が複数あります。該当する理由が1つの時よりも優先度は高くなりますか。	該当する理由のうち、一番優先度の高いものを一つ採用して審査を行いますので、該当する理由が複数あることにより優先度が高くなることはありません。
地理的事由	指定校に通学する場合だと、大きな道路や踏切を渡らなくてはいけないため、それを避けて通える学校への指定校変更は可能ですか。	指定校へ通学する上で、「大きな道路や踏切を渡らなければならないため」、「交通量が多く危険なため」という理由は、その通学路を使用する児童生徒全員に関わることであり、個別の対応は行っておりません。したがって、指定校の変更をすることはできません。
	指定校よりも距離が近い学校への通学を希望しています。少しでも距離が近ければ距離理由に該当しますか。	距離理由では、希望する学校が自宅から最も近く、かつ①指定校に通学する場合と比較して300メートル以上距離が近い学校を希望する場合②指定校と希望校への通学距離が2倍以上違うことのいずれかを満たす場合に認められます。条件①②のいずれかを満たす学校が2校ある場合でも、自宅から一番近い学校にのみ、申請を

		することができます。
身体的事由	定期的に子供が通院をする必要があるので、通っている病院が近くにある学校に通わせるのは可能ですか。	慢性疾患をお持ちで、長期的及び定期的( <b>目安:1年以上かつ週1回以上</b> )な通院が必要であり、指定校よりも希望校に就学することが、診療時間の制限から必要である場合または身体的負担が軽減できると見込まれる場合は、 <b>医師の診断書・診察券</b> をお持ちいただくことにより、指定校変更の申請が可能です。 <b>但し、希望校が自宅から遠方であり、通学すること自体が児童生徒の身体的負担につながるとみなされる場合は、対象外とする場合があります。</b>
家庭事情	保護者が長期療養中であり、親戚宅に子供を預ける必要がある場合、親戚宅の住所地の学校に通わせたいが、指定校変更申請は可能ですか。	保護者が長期療養中であり、お子さんを親戚宅に預けざるをえないと認められる場合は、親戚宅がある住所地の学校へ指定校変更することができます。この場合は、 <b>保護証明書と長期療養をしていることがわかる診断書</b> をご提出ください。 なお、長期療養と言えない場合は対象外とします。
	保護者が就労を希望しており、あらかじめ放課後の預かり先である親戚宅の住所地の学校に指定校変更の申請をすることはできますか。	就労による保護先理由の指定校変更では、保護者の勤務証明をご提出いただくため、勤務場所や時間などが正式に決まっていない場合は、申請することはできません。
	保護者が区内で自営業をしているため、保護者の勤務地を預かり先とする指定校変更の申請をすることは可能ですか。	保護者の勤務地がある住所地の学校を希望校として、指定校変更の申請をすることができます。勤務証明書は、ご自身で押印(法人印等)して作成し、提出してください。
	行きたい学童があるので、その学童がある学校に指定校変更をすることは可能ですか。	就労等の理由により、学童保育施設にお子さんを預けることを理由とした指定校変更申請は可能です。 但し、保護者の通勤距離等を考慮した際に当該学童保育施設に預けることが、明らかに利便性が高いと認められる場合に限るため、希望の学童保育施設に申請したことを理由に、指定校変更を許可するものではありません。 学校内に設置された学童保育施設は原則として、当該校に通う児童のみが利用できるため、指定校変更申請時に当該学童保育施設の利用に

		よる利便性が無いと判断された場合は、指定校に設置された学童保育施設への申請が再度必要になります。
	勤務証明書は、学童保育施設の申請に使用したもので構いませんか。	勤務証明は、原則として教育委員会が定める書式のもの、勤務先の様式のいずれかをご提出ください。勤務先の様式の場合は、会社の署名印鑑、保護者氏名、勤務日及び時間、勤務場所が記載されたものを使用してください。 万が一、会社の押印等の関係で期限までに書類のご提出が難しい場合は学童申請時に使用した就労証明書のコピーでも受け付けます。保護者様ご自身で学童申請前にコピーをとった上で学事係へ提出してください。
	送迎サービス付きの学童を利用したいと考えていますが、送迎先に指定校が含まれていないため、指定校変更を行うことは可能ですか。	学童の送迎先を理由とした指定校変更につきましては、障がいのある児童が放課後デイサービスを利用する等のやむを得ない理由がある場合に限りです。申請にあたっては、通常の添付書類に加え、学童保育施設の内容と送迎先が確認できる書類の提出が必要となります。
	親族の介護看護による指定校変更を行う場合に、必要な書類は何ですか。	戸籍謄本など介護看護を必要とする方が親族（子の保護者から見て2親等以内）であることがわかる書類、介護保険証、障がい者手帳、診断書等介護看護の状況がわかる書類、保護証明、介護看護の1週間のスケジュールを記載した書類（参考様式あり、学童申請に使用した書類で可）が必要です。
転居予定	現在、家を建設中（または購入、賃貸契約済み等）ですが、引っ越しが入学式後になってしまう。入学式の日から、引っ越し先の指定校に通学させることは可能ですか。	入学日から1年以内に転居（住民登録の転居届出まで）が確実にあることを契約書（工事請負契約書、賃貸契約書等）で確認できる場合は、指定校変更の申請ができます。 契約者の氏名（保護者）、住所、引渡し日（入居期日）が記載されている契約書を添付して申請してください。 <b><u>但し、土地の購入のみでは申請はできません。</u></b> 許可期限は、引渡し日（入居期日等）の概ね1か月後までとなりますので引越し後は速やかに、戸籍住民課か最寄りの出張所で住民登録の届出

		を行ってください。
	入学までに転居を予定していますが、現在の住所地の学校に通わせることは可能ですか。	指定校は転居した時点で新住所の学校に変更となるため、指定校変更の申請が必要です。指定校変更の許可については指定校変更審査基準を満たしていること、学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことが前提となります。 尚、転居先が確定しており、不動産契約書等の提出が可能である場合には、転居前であっても指定校変更審査基準に該当する理由があれば新住所からの指定校変更申請が可能です。
友人関係	幼稚園・保育園・小学校の時の仲のいい友達と同じ学校へ進学したいのですが、指定校変更はできますか。	お子さんの性格に特に配慮を要し、希望する学校が新入学のご友人の <b>指定校</b> となっている場合や、既に在籍しているご友人がいる場合は、友人を理由として指定校変更をすることができます。なお、新入学のご友人と一緒に同じ学校を希望している場合、そのご友人を理由として申請することはできません。 また、在籍しているご友人を理由として申請する際、お子さんの入学時点でご友人が既に卒業している場合は、対象とはなりませんのでご注意ください。
部活動	中学入学後にやりたい部活動がありますが、指定校にその部活がない場合、指定校変更をすることはできますか。	指定校に希望する部活動がない場合、自宅からその希望する部活動がある最も近い学校に指定校変更をすることができます。 申請には、部活動入部希望書を提出してください。 <b>なお、「部活動の強豪校である」や、「特定の指導者の下で活動したいから」、「部員の人数が多いから」などの理由により、自由に学校を選択できるものではありません。</b>
その他	就学相談中ですが、指定校変更することはできますか。	教育委員会が定める指定校変更審査基準に該当する理由があれば申請することは可能です。但し就学相談の結果、通常の学級と判断された後に指定校変更の結果通知をお送りします。